

○化粧品に関する疑義について

(昭和二十九年四月二十四日)

(薬第四八三号)

(厚生省薬事課長あて熊本県衛生部長照会)

熊本市○町○○番地○○○○株式会社が山羊乳或いは牛乳に蜂蜜其の他のものを混合して洗顔牛乳なるものを作り、別紙リフレットを配布の上会員を募集して毎日会員に配達販売しており、内容より考えて化粧品のように考えられるが、疑義があるので照会します。

なお、製造の方法は次のとおりで、容器は別添のとおり牛乳瓶に表示しているので念のために申し添えます。

当日集荷した山羊乳又は牛乳を摂氏七〇度で三〇分蒸気滅菌し、これに別添リフレットに記載の週間処方により日局蜂蜜、レモン(ミキサーにかける)或いは黒糖を約五パーセントの割合にミキサー(約一五立入)にかけて混和し、蒸気滅菌した牛乳瓶(一八〇立方センチメートル入)に分注して製品とする。

なお、将来は脱脂粉乳を三〇パーセント位の割合で山羊乳、牛乳に混入することを計画している。

別添 略

(昭和二十九年七月九日 薬収第五一三号)

(熊本県衛生部長あて厚生省薬事課長回答)

標記について昭和二十九年四月二十四日薬第四八三号をもつて照会があつたが、照会にかかる洗顔牛乳は、化粧品として取り扱うべきである。